

別冊（参考資料）

・ 議題 2 ・ ・ ・ ・ p 1 ～ 3

・ 議題 3 ・ ・ ・ ・ p 4 ～ 6

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に出入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

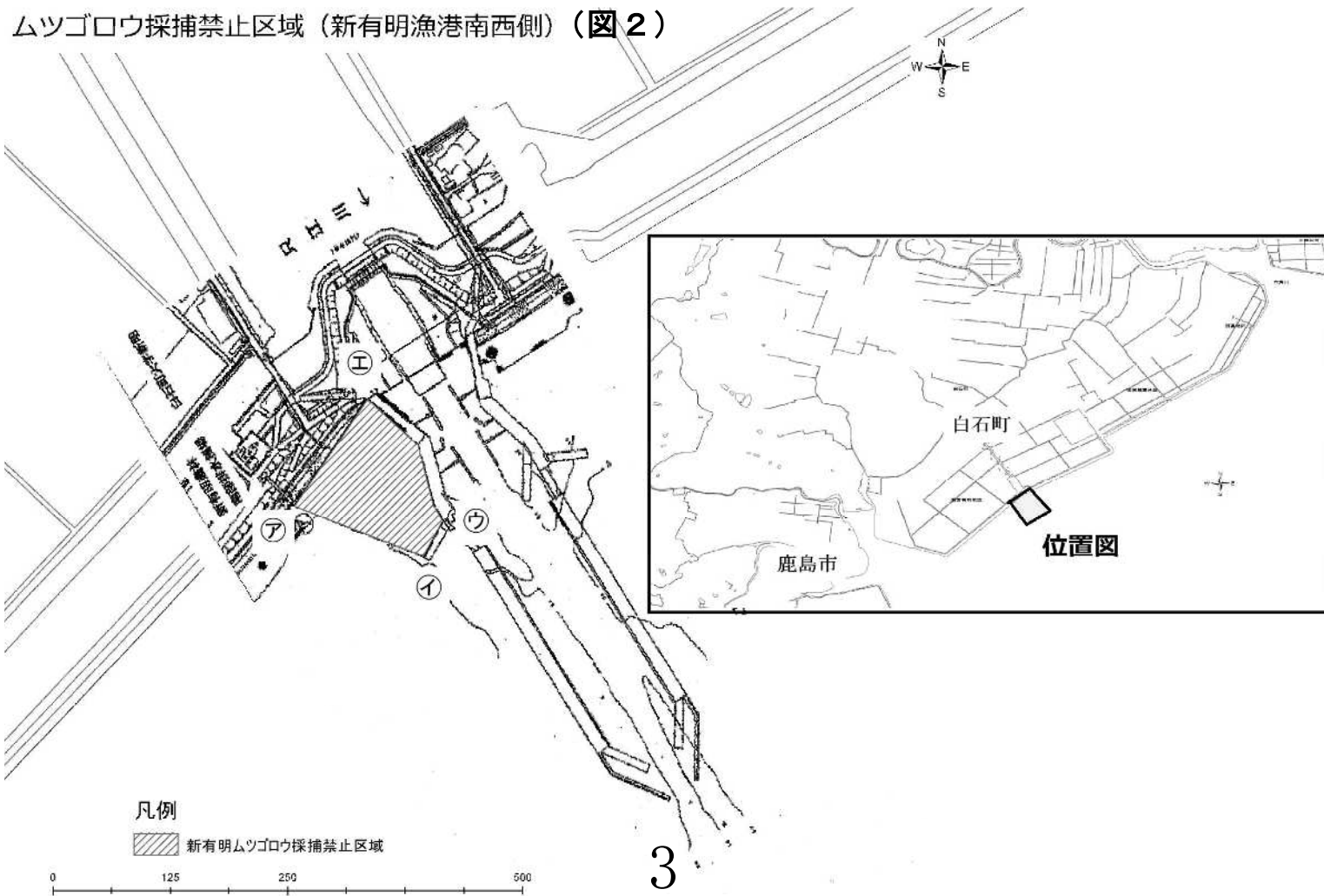
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と
小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を
通る直線
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁
辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別
図2）
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農
林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水
路の先端南西端
点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）
の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端
点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端
点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)



○海区漁業調整委員会事務局設置規程

(設置)

第1条 佐賀県有明海区漁業調整委員会及び松浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため、委員会に海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(職員等)

第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び副事務局長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。

主幹

係長

主任主査

主査

主事

技師

3 前2項に掲げる職は、書記をもって充てる。

4 局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理する。

5 副事務局長は、局長を補佐し、事務局の事務を整理し、局長不在のときは、その職務を代行する。

6 主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。

7 係長は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を処理する。

8 主任主査及び主査は、上司の命を受けて、事務を処理する。

9 主事及び技師は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(局長専決)

第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の事務分掌に関すること。

(2) 職員の旅行及び時間外勤務の命令に関すること。

(3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児

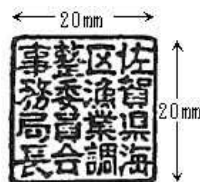
休暇、引き続き3日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関すること。

- (4) 職員の週休日の振替に関すること。
- (5) 職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。
- (6) 職員の休日の代休日の指定に関すること。
- (7) 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。
- (8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示の決定等に関すること。
- (9) 軽易な通知、照会、報告及び申請に関すること。
- (10) その他軽易な所掌事務の処理に関すること。
- (11) その他会長が特に指示した事項に関すること。

2 局長は、前項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、会長に報告しなければならない。

（局長公印）

第4条 事務局長の公印を、次のように定める。



（局長電子署名）

第5条 電子文書を施行するために必要な事務局の電子署名等に関し必要な事項については、規則その他の規程に定めがあるものを除き、佐賀県電子署名規程（平成14年佐賀県訓令甲第11号）の規定の例による。この場合において、電子署名を行う文書の発信者は、局長とする。

（文書の管理）

第6条 文書の管理については、佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。

(人事評価)

第7条 事務局の職員の人事評価については、佐賀県職員人事評価規程（平成29年佐賀県訓令甲第5号）の規定の例により行うものとする。

(補則)

第8条 事務局の職員の服務その他必要な事項については、この規程に定めるもののほか、知事部局に準ずるものとする。